

第32回京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

令和3年1月26日（火） 午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

コープイン京都 2階 202号室
（京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル井筒町411番地）

3 出席者（敬称略）

委員8人，事務局7人

会長 宮川 恒

副会長 山本 芳華（WEB参加）

委員 今井 良祐（WEB参加）

〃 大谷 和美

〃 川瀬 和栄

〃 堀部 勝也

〃 山本 隆英

〃 吉田 富美

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長

安部 康則

医務担当局長，京都市保健所長

山田 典子

〃 医療衛生推進室医療衛生企画課食品安全担当課長

篠崎 史義

〃 食品安全係長

野村 剛

食品安全係長

佐伯 宏子

〃 食品監視係長

高尾 恭平

〃 食品安全担当

浅野 彩華

〃 食品安全担当

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 議事

ア 次期京都市食の安全安心推進計画の策定について（答申案）

イ 令和3年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について

(4) 閉会

5 会議録

(1) 京都市食品衛生責任者養成講習会制度の見直し

参考資料1により事務局から説明を行い，以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

公募するので時間はかかるが，公平性と透明性を保つための制度と認識している。いつの講習会からこの制度を取り入れているのか。

●事務局

平成24年10月以降の講習会をこの制度で選定している。

○委員

1回選定されると、事業者は何年講習会を実施できるのか。

●事務局

これまでは3年ごとに事業者を公募しているが、今回の公募では選定期間を4年間としている。

(2) 次期京都市食の安全安心推進計画の策定について（答申案）

資料1, 資料2-1, 資料3について事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

パブリックコメントの結果について、資料2の全体版が公表されるのか、概要版のみ公表されるのか。

●事務局

審議会の資料は公表するので、全体版も概要版も公表する。

○委員

この審議会では、意見に対する京都市の回答が適切なのかチェックする役割も担っていると考える。意見数は324件ということで前回の計画と比べて意見数は増えているのか。

●事務局

5年前の計画策定の際は292人から472件の意見をいただいております、前回よりは少ない。

○委員

毎年策定している監視指導計画のパブリックコメントの意見数よりは多いのか。

●事務局

監視指導計画の意見数は毎年100件前後なので、それよりは多い。

○委員

資料2-1に関し、No3は旅行者についても食品の衛生は重要とのご意見に対して、この計画は市民だけでなく訪れる方も対象とした食の安全安心の取組ということを改めて示していると考えます。No4はコロナ対策を計画に入れるべきとの意見ですが、食の安全安心の確保のための取組が結果的にコロナ感染症対策につながるという回答は明確である。No5で食中毒の目標ゼロは実現できるのかという意見ですが、ゼロを目標にして1件発生したから問題ということではないと思う。審議会では、ゼロを目指すために何が必要か意見を言ったり、監視指導計画に基づいてちゃんとできていたのか、原因や経緯をチェックする役割が求められると考えます。

No9で食文化を支えるとの表現を修正したとのことだが、答申案ではどのように反映されているのか。

●事務局

資料3の8ページ「3 監視指導及び抜き取り検査の実施」の第2段落目で修正を反映している。

○委員

パブリックコメントを踏まえて修正したのはこの点だけか。

●事務局

そうである。

○委員

資料3の(答申案)について、8ページ「5 健康危機管理体制の整備や関係機関との連携強化」に関し、新型コロナの対応で保健所は大変忙しいと思うが、食品衛生の業務は問題なくこなせているのか。

●事務局

食中毒等の健康危機事案は非常に減っており食品衛生関連業務はこなせている。しかし、感染症の業務がひっ迫しており、新型コロナの患者に対する積極的疫学調査を我々食品衛生監視員が手伝っている。

○委員

資料3の答申案のとおり市長に答申を提出することでよいか。他に御意見はないか。

○委員

答申はよくできており、問題ないと考える。

パブリックコメントで目標に関する意見が多いと感じた。資料2のN○22とN○23に関してだが、N○22は数値目標が達成できるのかという懐疑的な意見であり、N○23は、より高い目標値を設定してもよいのではという意見となっている。これらに対する回答は「適宜見直しや改善を図る」という同じ書きぶりとなっている。

N○23は問題ないが、N○22の意見に対する回答案だと、目標値を達成できなかつたら、目標値を下げるというふうにとられかねないのではないか。

目標を達成できなかった場合は、要因分析をしっかりと行い目標値を達成できるようがんばっていくというスタンスの方がしっくりくる。

○委員

確かにN○22の回答では、発生したら目標を下げるというふうにも読める。原因を究明して目標値は維持するという書きぶりの方がよいかもかもしれない。

●事務局

誤解を生みかねない書きぶりかもしれないので、委員のご指摘を踏まえ、原因を究明して目標の達成を目指す等の前向きな回答に修正する。

○委員

では、公表の前に修正していただくよう、お願いします。

他に意見がなければ、審議会からの答申とするということによろしいか。

○一同

異議なし。

(3) 令和3年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について

資料4について事務局から説明を行い、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

この計画は単年度計画なので来年度の計画はコロナの影響を受けると思うが、そのあたりの記載は必要ないのか。収去検査数も例年と変わらないようだが。

●事務局

コロナの影響は来年度も続くと考えており、監視指導計画はある程度制限されると考える。来年度の検査数は今年度とほぼ同じ数を設定しているものの、今年度の5月と6月は、店自体が休業していたり、人との接触を避けるということもあって、検査を取りやめた。来年度も今年と同程度の検査件数を予定しているが、状況に合わせて臨機応変に対応していきたい。

○委員

そのあたりのことを3ページの特色にでも記載しておいた方が、後々のことを考えるとよいのではという印象は受ける。リスクコミュニケーションも記載はされているが、状況によっては思い通りにいかないこともあるのではないかと。

●事務局

リスクコミュニケーションについては、工場見学等の対面型は現実的には難しいと考えている。このため、令和3年度は情報発信に力を入れつつ、対面式もできる状況であれば実施してまいりたい。講習会は実施する必要があると考えており、人数の制限や感染防止を図りながら実施したい。

○委員

先ほど説明のあった今年度大学で実施したリスクコミュニケーションの動画はホームページで発信するのか。

●事務局

京都市公式の「きょうと動画情報館」というホームページがあり、そこで配信する予定である。今年度作成したHACCPに沿った衛生管理の動画もこのホームページで配信しており、大学に御協力いただいて実施したリスクコミュニケーションについては、カンピロバクター予防啓発のひとつとして配信したいと考えている。

推進計画検討部会の議論の中で、コロナ禍におけるリスクコミュニケーションの在り方として、対面式が困難な状況下では動画による啓発も推進するべきという御意見をいただいた。来年度から計画に基づく取組を実施する中、今回、大学生とリスクコミュニケーションを実施する機会をいただいたので、実験的に動画を作成して配信しようと考えているものである。

○委員

京・食の安全衛生管理認証制度について必要な見直しを行うと記載しているが、具体的に何か考えているのか。

●事務局

認証制度も活用しながらHACCPに沿った衛生管理を推進していきたいと考えている。現

在の認証制度はレベルが一つしかないが、レベルを段階的に分けることを考えている。認証の取得を希望する事業者をいかに増やすか、ということが大きな課題である。

○委員

計画自体はよくできていると感じている。

コロナの影響で全国的に保健所が忙しく大変と聞いているが現状の体制はどうか。以前から言っているように、業界や組合と保健所との関係やつながりが希薄となっている状況下でコロナが発生して保健所の方は苦勞されていると思う。業界とのつながりも勘案してお答えいただきたい。

また、コロナの影響でデリバリーなどを利用した宅配食品や宅配弁当が増えている。これらの食品を依頼に応じて配達するという営業形態がある。便利さもあって、コロナが落ち着いても今後とも増えると思う。

配達員は若い人が多く、衛生的な観念はないように感じるが、食中毒予防のための衛生的な義務付けや指導は考えているのか。

●事務局

各区にあった保健所が、現在は京都市保健所として1か所に集約されている。人が減らされているイメージがあるかもしれないが、スケールメリットを生かして互いに応援しながら業務に当たっているのが現状である。また、同じく保健所の業務である新型コロナの積極的疫学調査についても状況に合わせて手伝うなど、保健所の中で応援体制が構築できている。

コロナの影響で例年に比べ監視数は若干少なくなっているものの、一般の監視指導は変わりなく実施できている状況である。

食品の運搬代行業については、HACCPに沿った衛生管理の対象外であり、直接積極的に指導していくことは難しい部分があるが、宅配弁当やテイクアウトを行う事業者に対しては、監視指導計画に沿って、メニューの内容や温度管理、放冷等の衛生管理について指導していく。

保健所だけで食品衛生の推進ができるとは考えていない。食品関係団体と引き続き連携しながら食品衛生の推進を図ってまいりたい。

○委員

どこの事業者がHACCPをやっているのか、看板や表示があれば消費者の方にもアピールできる。京都市食品衛生協会では、5つ星制度という事業を展開し、この5つ星を取得すれば、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施しているという証になる。

一般のHACCPの制度化のうち、簡易な衛生管理が可能ないわゆるB基準は本来のHACCPではなく、京・認証制度の方がレベルの高い制度と考えるので、認証を取得していれば、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理も実施できていると認めてもらいたい。

●事務局

本年6月1日以降のHACCPの義務化では、HACCPに沿った衛生管理を実施して当然となるので、その施設に対して京都市がステッカーなど、何らかの証明的なものを発行するのは難しいと考える。

認証制度は、B基準（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）とA基準（HACCPに基づく衛生管理）の間に位置付けられると考えており、認証を取得していればHACCPの考え方を取り入れた衛生管理は実施できていると考える。

制度設計をしっかりとって、事業者の取得を推進してまいりたい。

○委員

食品の配達事業者は監視指導の対象外とのことであったが、今後、消費者に届く最後の段階として宅配に頼ることも多くなると思われるので、将来的には配達事業者に対しても衛生管理の指導や衛生意識が広まっていくような取組ができればと感じている。

●事務局

個人による食品の運搬代行業はここ数年で台頭してきたものであり、保健所としても衛生管理について心配している部分はある。今後、何らかの動きがあるかもしれないが、現状としては、食品衛生法上の規制の当てはめは難しいのではないかと考えている。

○委員

規制するとなると京都市ではなく、国レベルの話かもしれないが、懸念する声もあるので、機会をとらえて京都市から国へ伝えていただければと思う。

(以上)